別表第8の3塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液の項の次に次のように加える。

水酸化アルミニウム・水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（水酸化アルミニウム（水和物）（水酸化アルミニウム40質量%以下のものに限る。）	Aluminium hydroxide, sodium hydroxide and sodium carbonate solution (40% or less)	S／P	2	2G	制限不要	NF	容器	T	不要	N8	E	1.12, 1.17, 1.19

別表第8の3ターシャリーペンチルアルコールの項の次に次のように加える。

ターシャリーペンチルエチルエーテル	tert-Amyl ethyl ether	P	3	2G	制限不要	T 3 II A	No	制限	F	A, B, C	x	不要 1. 19. 6

別表第8の3塩化ベンジルの項の次に次のように加える。

テレフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	Bis (2-ethylhexyl) terephthalate	S／P	2	2G	開放不要		Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要 1. 19. 6

別表第8の3塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウム（水溶液）の項の次に次のように加える。

アマナズナ種子油	Camelina oil	S／P	2	k

別表第8の3グリホサート（水溶液）（界面活性剤を含まないものに限る。）の項の次に次のように加える。

ぶどう油	Grape Seed Oil	S／P	2	k

別表第8の3無水マレイン酸の項の次に次のように加える。

無水マレイン酸変性アリルポリエーテル1-ナトリウムスルホン-2-エン酸ナトリウムの共重合体の水溶液	Maleic anhydride-modified allyl polyether sodium allylsulfonate copolymer solution	P	3	2G	開放不要		Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百十二号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ロ中「アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八及び九のもの並びにその混合物に限る。）の芳香族溶媒溶液」の下に、「、ターシャリーペンチルエチルエーテル」を加え、同号ヌ中「及び塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液」を「、塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液並びに水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合物（水溶液）（濃度が四十質量パーセント以下のものに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第八十七号

最上川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月六日建設省告示第二百六十五号（河川予定地を指定する件）は、廃止する。

平成二十六年四月十六日　　東北地方整備局長　小池　剛

○近畿地方整備局告示第七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月十六日　　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	谷口　綾
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年三月十五日

○四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十六日　　四国地方整備局長　三浦　真紀

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十五号及び四百九十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市津久茂町二五〇三番二九から高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二二三一番一まで	前	八・五〇～二四・二〇メートル	九・六一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・五〇～二四・二〇メートル B 二一・三九～七七・〇三メートル	九・六一〇キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○北海道開発局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十六日　　北海道開発局長　澤田　和宏

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北斗市中山一五八番一地内	前	三六・五〇～四七・八七メートル	〇〇・一一〇一キロメートル
	後	三六・五〇～四七・八七メートル	〇〇・一一〇一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部